

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

第2次基本計画は、本市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、今後の施策の方向性と内容を明らかにするものです。

2 計画の位置付け

条例第8条に基づく基本計画であり、第5次広島市基本計画の部門計画として位置付けます。

また、「広島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」は、第2次基本計画の「基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援」の「基本施策2 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実」の部分構成するものとします。

なお、第2次基本計画の「基本目標2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立」は、女性活躍推進法に基づく推進計画として位置付けます。

3 計画期間

平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までを計画期間とします。

4 計画において目指す社会

第2次基本計画では、男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮し、「活力とにぎわい」「ワーク・ライフ・バランス」「平和への思いの共有」を柱とする「世界に誇れる『まち』」の実現を目指します。

5 計画の基本目標

第2次基本計画では、「目指す社会」の実現に向け、次の基本目標を設定し、基本目標ごとに基本施策・具体的施策を掲げて取り組みます。

【基本目標】

I あらゆる分野における女性の活躍

- 1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立
- 3 地域における男女共同参画の推進

II 安心・安全な暮らしの実現

- 4 安心して暮らせる環境の整備
- 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 6 生涯を通じた女性の健康支援
- 7 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成
- 9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施

6 計画の推進

第2次基本計画は、次の事項に留意しながら推進します。

(1) 課題解決に向けた成果を生み出す施策を実行します。

意識や慣行などを問い直すための施策を着実に進めるとともに、具体的な行動（実践）に結び付ける施策を推進します。

(2) 「参画」、「自立と調和」、「人権尊重」、「協働」、「女性活躍」、「連携」を、施策を進めるキーワードにします。

- ・ 男女のパートナーシップに基づき、様々な分野の活動に主体的に関わり、一人一人が多様な個性や能力を発揮することのできる「参画」を推進します。
- ・ 家庭・職場・地域で男女が「自立」し「調和」した生活を送るための支援をします。
- ・ 男女の人権を尊重し、性別による差別的扱いをなくす「人権尊重」に取り組みます。
- ・ 行政、市民、NPO、企業等が、パートナーシップに基づき、「協働」して男女共同参画を推進します。
- ・ 職業生活における「女性活躍」を迅速かつ重点的に推進します。
- ・ 国、県、民間団体等と「連携」し、一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

(3) 施策に具体的目標を設定します。

施策の進捗状況の検証を行うとともに、市民にその目標と成果を分かりやすく示すため、さらに、施策推進の力“エンジン”とするため、施策により高い目標を設定します。

(4) 他の計画との整合・連携を図ります。

男女共同参画施策の範囲は、教育、福祉、保健など様々な分野にわたりますが、それぞれの分野、施策において「広島市高齢者施策推進プラン」、「広島市障害福祉計画」、「広島市健康づくり計画（元気じゃけんひろしま 21）」、「広島市子ども・子育て支援事業計画」などの計画が策定され、計画に基づき各種の施策が進められています。第2次基本計画では、それらとの整合を図り、有機的に連携しながら施策を推進します。

7 計画に掲げる施策の範囲

第2次基本計画に掲げていない施策についても、その立案、実施、評価に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえ、推進していきます。

男女共同参画社会の実現

男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮し、「活力とにぎわい」「ワーク・ライフ・バランス」「平和への思いの共有」を柱とする「世界に誇れる『まち』」



市、市民、NPO、企業等の
連携・協働による取組

第2次広島市男女共同参画基本計画の基本目標

- I あらゆる分野における女性の活躍
 - 1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
 - 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立
 - 3 地域における男女共同参画の推進
- II 安心・安全な暮らしの実現
 - 4 安心して暮らせる環境の整備
 - 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
 - 6 生涯を通じた女性の健康支援
 - 7 平和の発信と国際理解・国際協力の推進
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
 - 8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成
 - 9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施

広島市男女共同参画推進条例の基本理念

- 1 男女の人権尊重
- 2 社会における制度又は慣行への男女共同参画の配慮
- 3 男女の政策又は方針の立案及び決定への共同参画
- 4 男女の家庭における生活と他の活動の両立
- 5 性と生殖に関する健康に関しての男女の人権尊重
- 6 国際社会の動向への留意

＝本市が目指す男女共同参画社会＝

家庭では…

家族が互いに尊重し合う、心豊かでふれあいのある家庭が築かれています。

一人一人が家事、子育て、介護などの家族責任を分かち合いながら、必要な社会的支援の下、家庭と仕事や地域活動の調和がとれた生活を送っています。

職場では…

雇用機会や待遇などで男女格差が解消され、男女がともに多様な個性や能力を発揮しています。

男女がともに育児休業や介護休業を積極的に取得するとともに、希望に応じた多様な働き方ができ、仕事と生活の調和のとれた環境が整っています。

地域では…

地域での子育て支援やまちづくりなどの活動に男女がともに積極的に参加しています。

地域における方針の立案及び決定に女性の参画が進み、多様な個性や能力を生かした、生き生きとした活動が行われています。

学校では…

自分らしさを大切にし、互いの個性を尊重する子どもが育っています。

自立のため、適性に応じた主体的な進路選択がなされています。